

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年6月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600016 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600045 号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日
⑦ 平成 18 年 7 月 19 日
⑧ 平成 18 年 12 月 14 日
⑨ 平成 19 年 7 月 11 日
⑩ 平成 19 年 12 月 11 日
⑪ 平成 20 年 7 月 8 日
⑫ 平成 20 年 12 月 17 日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社から支給された標準賞与額の記録が無い。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書の写し及び預金通帳の写し並びにA社の回答により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち①、②、③、④、⑤、⑧、⑨及び⑫について、上記賞与明細書の写しにより、請求者は、賞与額に見合う厚生年金保険料をそれぞれ控除されていたことが認められる。

さらに、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち⑥、⑦、⑩及び⑪について、上記賞与明細書の写し等により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち⑥に67万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、66万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万7,097円)を、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち⑦に65万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、63万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万5,495円)を、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち⑩に68万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、66万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万9,783円)を、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち⑪に77万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、75万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(5万6,738円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄 請求期間	第2欄 標準賞与額
① 平成 15 年 6 月 24 日	52 万 6,000 円
② 平成 15 年 12 月 12 日	63 万 5,000 円
③ 平成 16 年 7 月 6 日	53 万 4,000 円
④ 平成 16 年 12 月 7 日	55 万 7,000 円
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日	58 万 5,000 円
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日	66 万円
⑦ 平成 18 年 7 月 19 日	63 万 7,000 円
⑧ 平成 18 年 12 月 14 日	65 万 5,000 円
⑨ 平成 19 年 7 月 11 日	64 万円
⑩ 平成 19 年 12 月 11 日	66 万 4,000 円
⑪ 平成 20 年 7 月 8 日	75 万 7,000 円
⑫ 平成 20 年 12 月 17 日	35 万円